

第 7 次相馬市行財政改革大綱 (令和 8 年度～令和 1 1 年度)

令和 8 年 3 月 2 5 日

福島県 相馬市

第7次相馬市行財政改革大綱 目次

○はじめに	2
I 第7次相馬市行財政改革の目的及び基本方針	3
＜第7次相馬市行財政改革の体系図＞	4
II 第7次相馬市行財政改革の重点事項	5
1 市民参画・市民協働の一層の推進	5
(1) 行政情報の積極的開示、市民との共有化	
(2) 市民参画・連携・協働の推進	
2 自治体経営の基盤強化	5
(1) 財政の健全性維持	
(2) 組織の効率的運営	
(3) 人材育成と組織の活性化	
3 行政サービス・事務事業の質的向上、効率化	7
(1) 市民のニーズに対応した行政サービスの提供	
(2) 事務事業の継続的改善と ICT の利活用	
(3) 公共施設の効率的な管理運営	
III 第7次相馬市行財政改革の見直し及び実施計画等	8
1 実施期間について	
2 新たな総合計画の策定等に伴う見直しについて	
3 具体的な取組事項と実施計画について	
4 推進・進行管理体制について	

○ はじめに

市は、これまで第1次から第6次にわたる行財政改革大綱に基づく実施計画に取り組み、行財政運営の改善を図ってきました。この期間中、相馬市は東日本大震災をはじめとして、令和元年東日本台風（台風第19号）・令和3年及び令和4年福島県沖地震など度重なる記録的災害に見舞われたほか、世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の影響下においては、市民生活や行財政運営に多大な困難がもたらされました。

令和5年度から令和7年度を実施対象とした「第6次相馬市行財政改革大綱」では、このような状況を乗り越えた上で、総合計画である「相馬市マスタープラン2017」（以下「マスタープラン2017」という）の理念に基づいた、継続的な行財政改革に取り組みました。今後は、これまでの取組を踏まえ現在の行財政状況を現実的な視点から分析し、より一層効果のある行財政改革を実行していかなければなりません。

相馬市が相馬市であり続け、魅力あふれる相馬市づくりを行うためには、安定した財政運営が必要不可欠です。しかしながら、近年の急激な物価・人件費高騰により、相馬市も例外なく大きな影響を受けています。各種施設及びインフラの経年劣化による維持・更新に係る支出の増加や、人口減少に伴う収入減少が見込まれる中、本市の財政状況は極めて厳しい状況になることが想定されます。

今般策定する「第7次相馬市行財政改革大綱」は、令和8年度から令和11年度までの4年間を実施期間とし、厳しい社会情勢に対応するための指針となるものです。

この大綱では、「マスタープラン2017」に基づく「第6次相馬市行財政改革大綱」の基本的な理念を尊重しつつ、市の現状を踏まえた行財政改革を継続し、将来像である「たくましく。地域、暮らしをともに創り、誇りをもてる相馬市へ」の実現を目指します。

今後も、人口減少をはじめ、変わり続ける社会情勢や不測の災害など、様々な課題が想定されますが、市は、市民協働のもと、行財政改革の推進を通じて、健全な財政運営と行政サービスの質的向上の両立に努めます。そして、すべての市民が誇りと愛着を持ち、心豊かな暮らしを営むことができるまちを未来の世代に引き継いでいくため、着実かつ柔軟な取組を継続していきます。

Ⅰ 第7次相馬市行財政改革の目的及び基本方針

「第7次相馬市行財政改革大綱」は、「マスタープラン2017」の主要テーマの一つである、「市民協働による健全な基礎自治体づくり」の考え方を基本とし、社会的な背景の変化及び現在の市を取り巻く情勢に応じた見直しを行いながら、これまでの取組をさらに積極的に推進します。

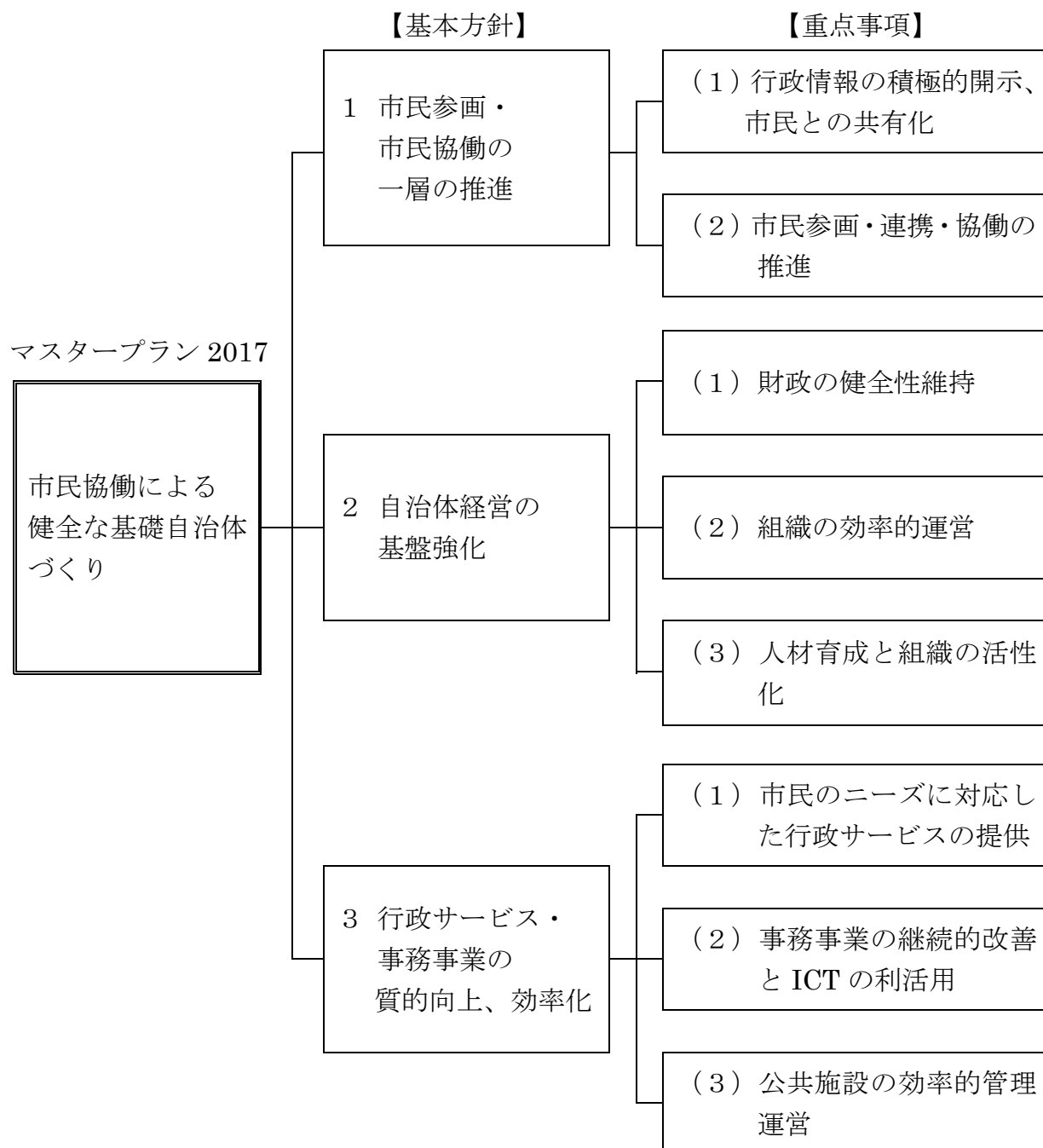
今後は、見込まれる支出増加・収入減少の現実を職員一人ひとりが真剣に受け止め、行政経営システムによるPDCAサイクルに基づいた取組を実行することにより、効果的な行財政改革の実現を目指します。

そのために、以下のとおり基本方針を定め、その方針に基づく重点事項に取り組んでいきます。

＜基本方針＞

- 1 市民参画・市民協働の一層の推進
- 2 自治体経営の基盤強化
- 3 行政サービス・事務事業の質的向上、効率化

<第7次相馬市行財政改革の体系図>



II 第7次相馬市行財政改革の重点事項

1 市民参画・市民協働の一層の推進

多様化、複雑化する行政課題と向き合い、誰もが住みやすい相馬市を目指すためには、市民の理解と協力が不可欠です。そのために、積極的な情報の発信と共有に努め、市政への関心を高めることで、協働によるまちづくりを推進します。

(1) 行政情報の積極的開示、市民との共有化

【取組の方向性】

- ・市の施策や市民の関心が高い情報等について、広報紙やホームページのほか、SNSなどの多様な媒体を活用して情報発信を行い、各世代の市民と積極的に情報を共有します。情報発信を通じて、市民が市政に関心を寄せ、参加できる環境づくりに努めます。
- ・自治体の経営方針や財政状況、事業の進捗状況等を適正に発信し、市民の理解を深めます。
- ・情報発信の対象を広く捉え、地域の宝や独自の強みを市の魅力として再発見・発信し、本市の認知度向上に努めます。多様な媒体を通じて「相馬で暮らす魅力」を効果的に発信するとともに、移住・定住希望者等に対するきめ細やかな情報提供を通じて、UIターンの促進と選ばれるまちづくりを推進します。

(2) 市民参画・連携・協働の推進

【取組の方向性】

- ・市民一人ひとりが相馬市の構成要員であるとの共通認識に立ち、行政活動への参加の機会を増やします。また、性別や障がいの有無に関わらず、高齢者、若者、子育て世代、働く世代など、幅広く市民の声を市政に活かす仕組みを強化します。
- ・市の施策の推進や行政課題の解決にあたり、NPO法人や地域団体等との連携・協働を強化することによる相乗効果の発揮に努めます。

2 自治体経営の基盤強化

相馬市を健全に経営していくためには、長期的な視点の下、持続可能で安定的な財政基盤の確立が不可欠であり、既存の事業についても費用対効果を分析のうえ、見直し等の必要性について適切に検討を実施します。

また、社会的背景の変化に対応した組織の積極的な見直しと活性化に努めます。

（１）財政の健全性維持

【取組の方向性】

- ・ 財政の健全性を維持するため、長期的な財政計画を策定し、随時見直しを行います。
- ・ 税込等、自主財源の歳入確保に努め、財政調整基金などの内部留保を適切に維持します。
- ・ 今後の人口減少を見据え、事業の目的と目指す成果を明確にするとともに、費用対効果に基づくコスト意識を徹底します。また、新規事業を計画する場合は、スクラップ・アンド・ビルドを基本とします。
- ・ 中長期的な公債費負担を考慮して、地方債の発行を適正化します。

（２）組織の効率的運営

【取組の方向性】

- ・ 変化する社会情勢に対応できる組織となるよう、組織機構や業務体制は継続的な見直しを行うとともに、部門間連携による相乗効果の発揮に努めます。また、組織機構等の見直しにあたっては、部門間の垣根を越えた横断的な視点と実務に即した議論の下、実用的かつ効果的な組織体制の構築を目指します。
- ・ 社会情勢や業務内容の変化に対応した適切な職員数の確保に努めます。

（３）人材育成と組織の活性化

【取組の方向性】

- ・ 効果的な研修を計画的に実施することにより、時代や社会の変化を捉え、課題解決を図ることのできる職員の育成に努めます。また、ＩＣＴを活用した事務の効率化を推進するため、デジタル技術を活用できる職員の育成に努めます。
- ・ 研修や日々のお客様対応を通して、市民目線による心の通った接遇の心構えを養うとともにスキルの維持・向上と実践を図ります。
- ・ 職員が働きがいを感じながら、心身ともに充実した状況で働くことができる環境の整備に努め、組織の活性化を図ります。

3 行政サービス・事務事業の質的向上、効率化

市民のニーズを的確に把握し、市政への反映に努めるとともに、行政サービスや事務事業の質の向上と効率化、ICT の利活用及び公共施設の計画的かつ効率的な管理運営を一体的に推進します。

(1) 市民のニーズに対応した行政サービスの提供

【取組の方向性】

- ・市民のニーズの積極的な把握に努め、それらを行政サービスの向上に反映させます。
- ・市民の利便性向上に向け、行政手続のオンライン化を積極的に推進します。これにより、窓口へ出向くことなく、いつでもどこでも手続を行える環境の整備に努めます。あわせて、窓口手続のデジタル化を進め、来庁者の負担軽減を図ります。

(2) 事務事業の継続的改善と ICT の利活用

【取組の方向性】

- ・PDCAサイクルを活用し、事務事業の計画・実施等の各段階において、検証と改善を繰り返すことにより、事務的ミスの発生を防止するとともに、行政サービスの質的向上を目指します。
- ・生成 AI をはじめとした効果的な ICT を積極的に活用し、業務の一層の効率化を図ることで、組織全体の生産性向上を目指します。

(3) 公共施設の効率的な管理運営

【取組の方向性】

- ・公共施設の管理運営コストの増加、受益者負担の原則、公平性の観点から、使用料等の見直しと適正化を積極的に推進します。
- ・施設の老朽化や社会情勢等を踏まえた公共施設・設備の配置等を見直し、「相馬市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設のあり方を検討します。
- ・公共施設の管理運営について、施設の性格や条件に応じたアウトソーシングの手法を検討・導入することで、民間のノウハウを活用した効果的・効率的な施設運

営を目指します。

Ⅲ 第7次相馬市行財政改革の見直し及び実施計画等

1 実施期間について

令和8年度から令和11年度までの4年間を実施期間とします。

2 新たな総合計画の策定等に伴う見直しについて

実施期間中に新たな総合計画を策定した場合や既存の総合計画を改訂した場合には、必要に応じて、この大綱の内容も適宜検討のうえ、見直しを図ります。

3 具体的な取組事項と実施計画について

この大綱の基本方針と重点事項に基づき、全職員が参加して実効性のある実施計画を策定します。なお、実施計画は、毎年度検証し、状況に応じた見直しを図ります。

4 推進・進捗管理体制について

実施計画の各取組事項について、全職員が積極的かつ計画的に推進し、「相馬市行政事務改善委員会」において進捗管理を行います。

また、この大綱に基づく実施計画の進捗状況については、「相馬市行政改革推進委員会」に報告するとともに、広報そうまやホームページを通じて、市民へ公表します。